

平成28年9月30日
内閣府（原子力防災担当）

日頃から原子力防災行政の推進につきまして御指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

9月9日に行った「原発の地震動・耐震評価に関する交渉」に関する質問をいただきました件について、回答文書をお持ち致しました。

よろしくご査収ください。

ご不明な点がございましたらご説明に伺います。どうぞよろしくお願い致します。

今後とも御指導方よろしく申し上げます。

【連絡先】

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（地域防災・訓練担当）付 田實 晃一
電話：03-3581-0373

（2）綾部PAでの人のスクリーニング・除染は屋外のテントで実施された。これは「屋内で実施すべき」との規制庁マニュアル（※1）に反しているという回答だった。福井県に対して、マニュアルに違反していることを伝え、指導したのか。

※「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」

【回答】

- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」には、屋外で検査及び簡易除染を実施する場合には、仮設テントを用いて行うことができると、記載されています。

（3）若い女性職員が屋外で誘導係などを行っていたが、これについては「実際の事故時には、若い職員は外すべき」との回答だった。福井県や京都府にこのことを伝え、指導したのか。

【回答】

- 関係自治体には、改めて周知を実施しております。